

令和7年4月13日

保護者様

真庭市立檜邑小学校
校長 山本 信子

令和7年度 校内ルールについて

陽春の候、保護者の皆様にはご健勝のことと拝察いたします。平素より本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本校では校内ルールとして下記のような事項を職員間で確認し、徹底しているところです。つきましては、保護者の皆様にも承知していただき、ご協力のほどをお願いいたします。

記

1 生徒指導等

- (1) 児童との教育相談等を行う場合、事前・事後に管理職に連絡・報告する。部屋の扉を開けるなど見通しのある状態または複数で行う。
- (2) 保護者との懇談・相談等を行う場合、予定時間、場所を職員室予定白板に示し、事前・事後に管理職に連絡・報告する。

2 情報管理

- (1) 個人情報の学校外への持ち出しは原則禁止とする。USBメモリの使用は禁止。
- (2) 電子個人情報は教育情報サーバに保存する。
- (3) 学年末には保存の必要のない情報は消去・廃棄する。廃棄はクリーンセンターへ直接持ち込み、廃棄確認する。

3 連絡

- (1) 次の事項は保護者へ電話等で連絡を入れなければならない。
 - ①児童が2日連続して欠席した場合。(初日からの連絡が望ましい)
3日連続して欠席した場合、家庭訪問をし、状況を直接伺う。
 - ②首から上のけがについては、適切な応急処置の後、電話連絡する。
微小なけがであっても、その日のうちに連絡する。
 - ③けんか等相手のあるけがについては、双方の保護者にその日のうちに連絡する。
(その日のうちに、双方児童納得、解決、連絡)
- (2) 保護者への連絡は学校電話、固定電話を使用し、個人の携帯電話からの連絡は緊急時を除き、しない。
- (3) 児童・保護者とメール、LINEでの連絡、情報のやりとりは厳禁とする。
- (4) 教職員は携帯電話を教室に持ち込まない。
- (5) セクハラ・体罰等に関する保護者向け相談窓口を設置する。(校長対応)

*真庭市教育委員会にも、相談窓口があります。